

台湾と日本の自然風景地保護制度の比較研究

(2021年度学術研究助成基金助成金 基盤研究(C)に採択)



社会学部
現代社会学科
中島 慶二 教授

台湾では自然の風景地を保護・利用する地域として、国家公園(National Parks)と國家風景区(National Scenic Areas)という、2つの異なる制度が作られています。この2つの制度によって1980年代から指定が進められ、自然の風景地の資源利用が行われています。

一方日本では、自然風景地の保護・利用を図る仕組みとして、昭和初期に国立公園制度が成立しています。台湾では、当時の統治下にありましたので、日本本土と同様の枠組みで国立公園が指定されたのですが、終戦とともに一度消滅しています。

その後、1980年代に国家公園と国家風景区の指定が進むことになるのですが、戦前の国立公園の範囲は現在の台湾の2つの制度に分かれて継承された形となっています。自然の風景地の保護・利用を図ることを目的として、2つの制度が役割分担しているように見えます。

自然の風景地の保護・利用を図るために専用の土地を確保することが困難であるという点で類似した土地利用状況にある台湾と日本において、台湾はなぜ国家公園と国家風景区の2タイプの制度をつくり、地域指定を進めることがなったのか。日本では戦後、国立公園、国定公園という名前は違うが同じ制度、つまり1つのタイプで自然の風景地をカバーしたことと比較して、両国の制度の相違点は何か、その違いは指定目的の差から生じているのか、利用面の機能の違い、管理運営面の違いから生じているか、などについて、

両国の地域指定制度を比較し、指定する範囲、利用施設整備、民有地の土地利用調整などの方針から、制度の相違点を明確にすることにより、自然の風景地の保護・利用を図るそれぞれの枠組みの有効性と課題を明らかにしたいと考えています。そのことが、今後の両国での地域指定制度の検討に役立つと考えているからです。

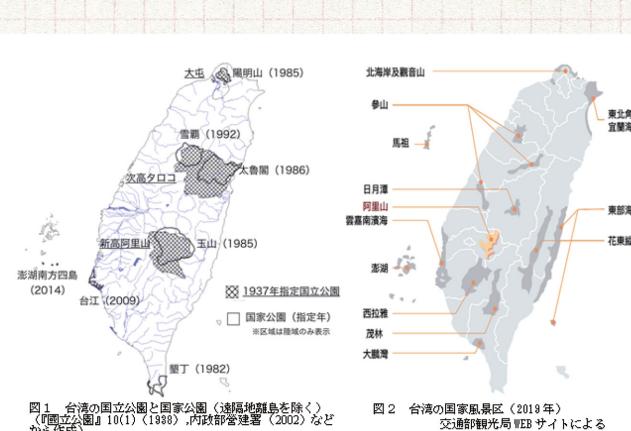


図1 台湾の国立公園と国家公園(離島を除く)
(『国立公園』10(1)(1988),内政部營建署(2002)など
から作成)

研究は奈良県立大学の水谷知生教授と私の共同で実施します。あいにくコロナの感染再拡大によって、今年度は現地調査が可能かどうか微妙ですが、3年間の研究期間の中で、情報収集や分析検討を効率的に行つていただきたいと考えています。

図2 台湾の国家風景区(2013年)
交通部観光局WEBサイトによる